

東 基 連

7

No. 764

定価/100円(消費税込み)

令和5年度 全国安全週間を迎えて

ご挨拶

公益社団法人
東京労働基準協会連合会
会長 十河 英史



会員の皆様には、日頃より当連合会の業務運営につきまして一方ならぬご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東京の令和4年労働災害発生状況は、死亡された方が55名と前年より3名の減少したものの、休業4日以上の死傷災害全体は10,802名と前年より760名増加し、第13次東京労働局労働災害防止計画の目標を死亡者数では達成したものの、休業4日以上の死傷者数では達成することはできず、令和2年の9,673名を底に増加に転じ、この2年は連続して1万人を超えるという憂慮すべき状況となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために取られていた各種の制約は順次緩和され、5月8日には感染症法上も2類相当から5類へと区分の変更が行われたところです。以後、5月25日に公表された内閣府の月例経済報告では、景気は穏やかに回復し

ており、先行きについても穏やかに回復していくことが期待されるとしています。設備投資も続伸し、鉱工業生産が持ち直しているなかで、東京の本年4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.79倍で、前月より0.02P上昇し、新規求人数は118,004人で、前年同月比15.4%増(+15,732人)となるなど、景況の回復とともに労働需給はひっ迫の度合いを深めており、今後も少子高齢化の進展によりこうした状況が継続するものと想定される場所です。

経済の成長過程においては労働災害も増加すると言われていたところですが、経済の進展は労働福祉の向上をもたらすべきものであり、労働災害の増加を伴うものであってはならないことは言うまでもありません。今年度は第14次労働災害防止計画の初年度にあたります。最初の成果がその後の帰趨を左右するとの決意のもと、

事業の活性化に伴う労働災害発生リスクを検証しながら、計画に示された取組を着実に実行していくことが求められま



第18回 桃樹のちょこっと用語
両立支援等助成金
(不妊治療両立支援コース)
どんな助成金?
答えは、この7月号のどこかに。

- ◆ 令和5年度全国安全週間を迎えて 1
- ◆ 「私の安全衛生宣言」募集! 3
- ◆ 東京働き方改革推進支援センターご案内 7
- ◆ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施中 8
- ◆ 建設事業者のための働き方改革関連法説明会 19
- ◆ 事前調査は令和5年10月1日着工の工事から!! 「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります! 21

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

す。

当連合会といたしましては、少子高齢化の進展という中長期的な課題に加え、コロナで低迷した経済再生に伴うリスクの回避という足元の課題を念頭に、「第19回 Safe Work TOKYO 東京産業安全衛生大会」をはじめ、労働災害防止活動や労働者の健康確保対策の普及促進に積極的に取り組む所存でございます。

令和5年度、第96回全国安全週間は、

「高める意識と安全行動

築こうみんなのゼロ災職場」

をスローガンに展開されます。

第96回 全国安全週間を迎えて

東京労働局長
辻田 博



公益社団法人東京労働基準協会連合会及び会員の皆様方におかれましては、平素より労働行政に対し、特段の御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

令和5年度の全国安全週間は、

「高める意識と安全行動

築こうみんなのゼロ災職場」

のスローガンの下、7月1日から7日までの間に実施します。

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施して以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく、今年で96回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少してきましたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転

本年は、経済が緩やかに回復する一方、労働力がひっ迫する中で全国安全週間を迎えますが、そのスローガンにあるように、安全意識の高揚と作業に伴う動作の確認といった初心に立ち返っての取組が肝要と思います。改めて各事業場のトップから安全衛生担当スタッフ、そしてすべての労働者が、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組み、労働災害ゼロを目指していくことが求められています。

結びに、安全・安心、快適な職場環境の確保により、各企業の益々のご発展と、働く人々の安全を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況であります。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められていることから、今年度のスローガンが決定されました。

東京都内の労働災害による死亡者数は、令和4年において55人の方の尊い命が失われています。また、令和4年の休業4日以上死傷者数は10,802人で、前年と比べ760人増加し、2年連続で1万人を超える状況となっております(死亡者数及び死傷者数はいずれも新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの)。

死亡災害は建設業が全体の半数近くを占め、死傷者数は第三次産業で増加傾向にあります。また、高齢者の労働災害が年々増加しており、事故の型別では最も多い「転倒」や「動作の反動・無理な動作」の増加も看過することができない状況です。

今年度は、第14次労働災害防止計画のスタートの年度でもあります。東京労働局においては

- ①本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
- ②都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策

③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
 の3つの基本的な考え方を踏まえ、取組を推進してまいります。
 貴会並びに会員の皆様におかれましては、この全

国安全週間を契機として、労働災害防止の重要性を再認識し、誰もが安心して働くことができる社会の実現に向けて、安全活動に取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023
 第14次東京労働局労働災害防止計画初年度

「私の安全衛生宣言」募集！

あなたが発信している安全衛生宣言を教えてください!!

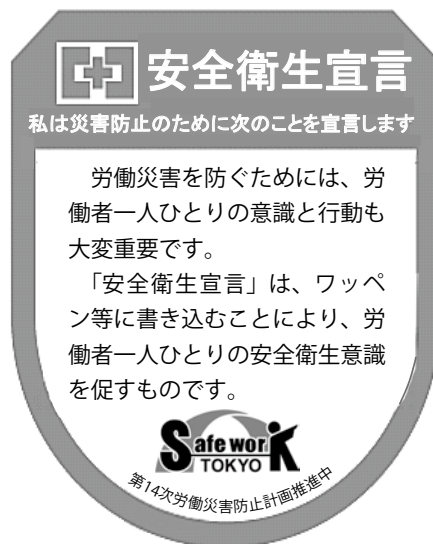
東京労働局 労働基準部 安全課

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取り組みの一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。多数のご応募をお待ちしております。

- 募集期間** 2023年7月1日(土)～10月7日(土)
- 応募資格** 都内の事業場で働いている方
- 発表** 入選された方に直接連絡
- 表彰式** 2023年12月頃(予定)
- 主催** 東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会

安全衛生宣言作成のヒントは次ページをご参照ください。

※応募様式は6ページをご覧ください。



昨年度(安全衛生宣言コンクール)の受賞作品

優秀作品賞

- 安全部門** • 危ないよ！ マスク越しでも声かけます。届くまで。
• ダロウ行動せず、カモシレナイ行動します。
- 労働衛生部門** • 重いな…みんなに頼ろう、悩みや荷物！
• 腰痛予防を忘れずに。急いでいても移動介助の抱え上げ、絶対にしません！

奨励賞

- 安全部門** • 焦るな 急ぐな 手を抜くな 慣れた作業も再度確認！
- 労働衛生部門** • 在宅勤務の昼休憩時にはウォーキングに出かけ、運動不足と心の閉じこもり解消に努めます。

私の安全衛生宣言 応募のヒント！

①まずは、皆様方が働かれている場所で、どんな労働災害があり得るのかをチェック！

〈自分または周りの状況から考える〉

普段の仕事の中で怪我をする可能性はないか、ヒヤリとした場面やハツとした場面がなかったかを考えてみましょう。同僚や上司と「どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってみることも有効です。



〈統計資料や事例から考える〉

行政機関などが公表している統計資料や災害事例から考えることも有効です。ぜひご活用ください！（随時更新していきます）

- 労働災害に関する資料(業種別・災害の種類別等関連リーフレット)
- 労働災害統計、死亡災害事例(東京労働局)
- 職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

②「私は、こうする(している)！」という安全衛生宣言を応募用紙に記入しましょう！

普段、自分自身が仕事を行う上で、労働災害防止や健康確保の観点から心掛けていることを記入するのも良いでしょう。

応募の際のヒント!!

※優秀作品は、

- その内容が、自分自身のみならず周囲の労働者の安全衛生意識の高揚に効果的と考えられる作品であって、
- 労働災害防止、健康確保対策の現状課題に対応した内容であり、
- 適度に短く(長い標語のようなものではなく)、具体的内容でわかりやすく、覚えやすいことなどの条件を勘案して選考します

Q：安全衛生宣言は、自分が所属している会社の安全衛生基本方針に沿ったものでないといけませんか？

A：安全衛生基本方針は事業場トップが自らの安全衛生に対する姿勢を明確にして表明したものです。一方、安全衛生宣言コンクールは皆様方(労働者)自身が日々の作業において、安全衛生について心掛けていること、周囲に発信していることを募集するものであり、必ずしも事業場の安全衛生基本方針に沿ってなくても結構です。

Q：非正規労働者でも応募はできますか？

A：パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者など労働者の属性を問わず、応募できます。ぜひ、職場における安全衛生意識の高揚につながる安全衛生宣言を応募してください。

Q：高齢者の労働災害防止対策にはどのようなものがありますか？

A：高齢者は一般に、加齢に伴い心身機能が低下し、脚力の衰え、バランス能力や歩行能力が低下し、転倒や墜落・転落の災害が増加する傾向があります。労働者自身の心掛けや事業場が実施する高年齢労働者に配慮した職場環境改善に呼応した行動規範などを考えると良いと思います。厚生労働省が令和2年3月に策定した「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」を参考にしてください。

Q & A

③応募区分にチェック！

ご希望の部門の□にチェックを入れてください。

④お名前、連絡先などをお忘れなく！

氏名、連絡先、所属事業場(※「〇〇株式会社〇〇支店」などのように、支店名や店舗名までご記入ください。)を忘れずにご記入ください。

連絡先は、お電話番号又はメールアドレスをご記入ください(優秀作品に選ばれた場合の連絡先として使用しますので、お間違えのないようお願いいたします)。

⑤内容を確認の上、応募してください！

安全衛生宣言、応募区分、お名前・ご連絡先・所属事業場が誤りなく記載されていることを確認した上で、メール又はFAXでお送りください。皆様からの多数のご応募をお待ちしています!!

応募先(メールアドレス、ファクス番号はお間違えのないようお願いいたします)

メール sen-gen-safeworktokyo2023@toukiren.or.jp

FAX (03-6380-8405(公益社団法人東京労働基準協会連合会)
(03-3512-1559(東京労働局労働基準部安全課))

「私の安全衛生宣言」応募様式

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2023

1 応募作品

安全衛生宣言

※応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

宣言の解説(省略可)

安全衛生宣言の意図するもの(就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた宣言のイメージなど)についての説明がありましたらご記入ください。

2 応募区分(応募する部門の□にレ点を記入してください。)

安全部門

(墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策、高齢者災害防止対策など)

労働衛生部門

(腰痛予防対策、熱中症予防対策、感染症防止対策など)

労働災害(事故)防止に対して、どのようなことを心掛けていますか? 応募様式の書き方は?
応募のヒントは、東京労働局 HP まで!

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/newpage_00031.html)



3 応募者氏名及び連絡先

氏名

連絡先

(自宅・携帯・会社)

(電話又はメールアドレスを記入してください。)

所属事業場

(業種:)

(業種欄は、製造業、建設業、運輸業、小売業、医療業などを記入してください。)

応募先(メールアドレス、ファクス番号はお間違えないようにお願いします)

メール sengen-safeworktokyo2023@toukiren.or.jp

FAX (03-6380-8405(公益社団法人東京労働基準協会連合会)
(03-3512-1559(東京労働局労働基準部安全課))

応募締切り 10月7日(土)

※ご応募は7月1日以降でお願いします。

東京働き方改革推進支援センターご案内

進んでいますか？「働き方改革」

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

都内事業者のみなさまからの「働き方改革」に関するご相談に応じております。「働き方改革」を進めるための労務管理のお悩み、助成金、人材確保対策などについて、社会保険労務士等がサポートいたします。費用は無料です。お気軽にご相談下さい。

社員の働きすぎを
何とかしないと…

ウチの会社が
利用できる助成金は？

賃金アップしてあげ
たいけどどうすれば…

同一労働同一賃金
って何？

まずはご相談を!!

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



**ワンストップ
無料相談**

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 36 協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の
「同一労働・同一賃金」
- 育児・介護休業の整備

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般の
ご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

個別企業訪問	セミナー・講師派遣	常駐相談
ご希望日に専門家が貴社を訪問 またはオンライン対応にて、 課題解決に向けた支援を行います。	お気軽にご参加いただける WEB セミナーやご要望に応じた セミナー講師派遣を実施しています。	当センター内で、電話・メール・ 来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 虎ノ門石井ビル 4 階

最寄駅：東京メトロ虎ノ門駅

TEL：0120-232-865(平日 9：00～18：00)

FAX：03-6206-7046 MAIL：tokyo@task-work.com



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン実施中

キャンペーン期間 5月1日から9月30日

東京労働局 労働基準部 健康課

- 暑さ指数(WBGT 値)を把握しましょう
- 暑さ指数に応じた対策を取りましょう
- 職場を巡視しましょう



オンライン講習動画、関係資料を掲載したポータルサイトを「職場における熱中症予防情報」社内教育等にご活用ください。

暑さ指数に応じた対策

- 暑さ指数を下げるための設備、休憩場所の設置
- 通気性の良い服装等
- 作業時間の短縮
- 暑熱順化
- 水分・塩分の摂取
- プレクーリング
- 健康診断結果に基づく措置
- 日常の健康管理など
- 作業中の作業者の健康状態の確認

重点取組期間(7月1日から7月31日)

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行きましょう。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行きましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。

巡視～暑さ指数を確認し、次の事項を確認しましょう～

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 暑さ指数に応じた作業計画となっているか
- 各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか
- 各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

異常時の措置～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

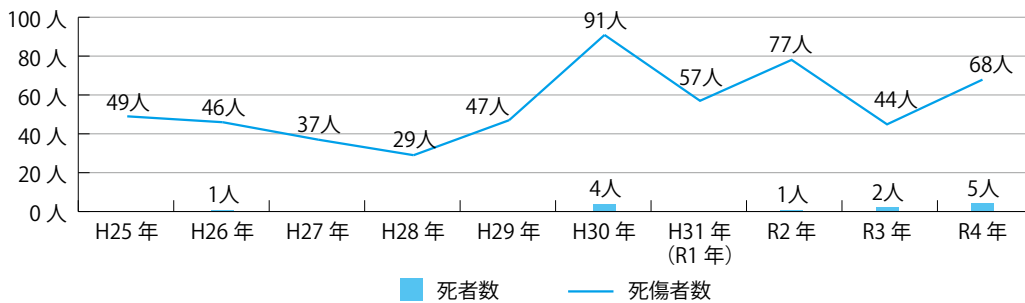
東京労働局管内における 熱中症による死傷災害発生状況

東京労働局 労働基準部 健康課

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(平成25～令和4年)

令和4年の熱中症による休業4日以上死傷者数は68人、死亡災害は5件発生しました。

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
休業4日以上死傷者数	49人	46人	37人	29人	47人	91人	57人	77人	44人	68人
死者数		1人				4人		1人	2人	5人

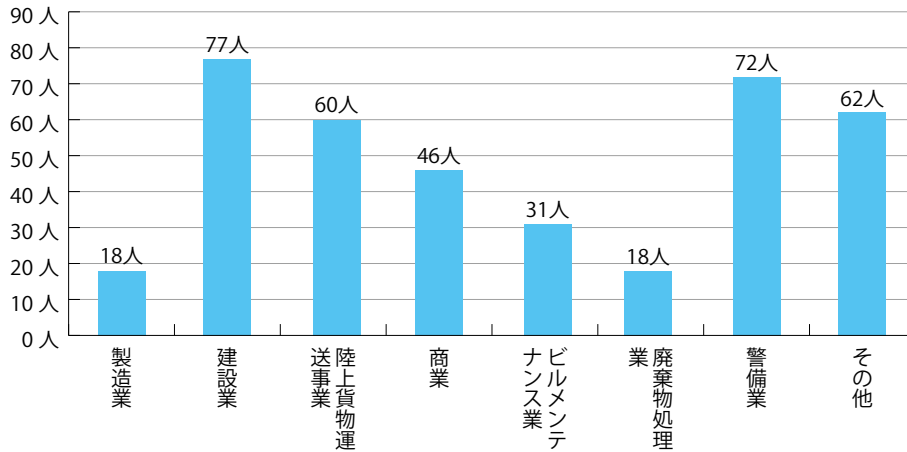


東京労働局管内の職場における熱中症による死傷者数の推移

2 業種別発生状況(平成29～令和4年)

過去6年間(平成29～令和4年)の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで警備業、陸上貨物運送事業で多く発生しており、全体の約5割を占めています。

	製造業	建設業	陸上貨物運送事業	商業	ビルメンテナンス業	廃棄物処理業	警備業	その他	計
H29年	2人	11人	10人	2人	3人	1人	7人	11人	47人
H30年	5人	21人	15人	11人	6人	4人	15人	14人	91人
H31年 (R1年)	1人	13人	9人	7人	6人	4人	11人	6人	57人
R2年	7人	14人	10人	10人	4人	3人	13人	16人	77人
R3年	2人	6人	5人	8人	4人	2人	10人	7人	44人
R4年	1人	12人	11人	8人	8人	4人	16人	8人	68人
計	18人	77人	60人	46人	31人	18人	72人	62人	384人



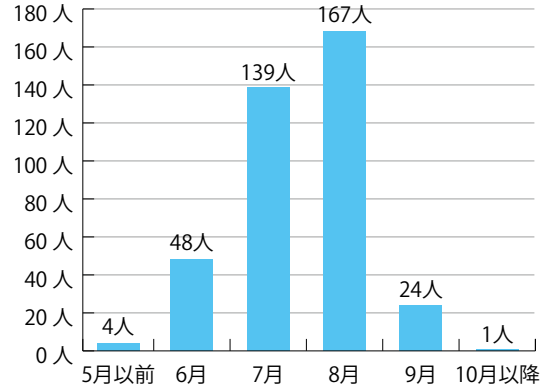
熱中症による死傷者数の業種別の状況(平成29年～令和4年計)

3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況(平成29～令和4年)

例年7月～8月が災害発生のピーク時期でしたが、令和4年は6月が最大の発生月となりました。

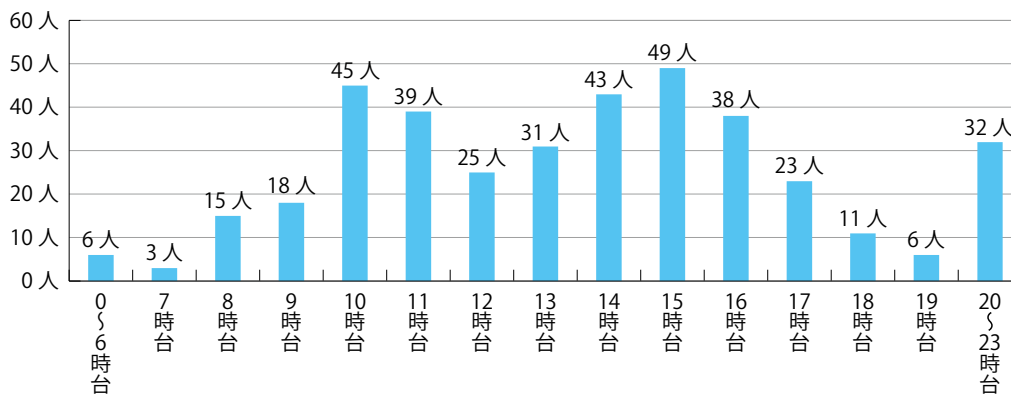
	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
H29年	1人	4人	23人	16人	3人		47人
H30年	1人	3人	53人	32人	1人	1人	91人
H31年(R1年)		3人	13人	31人	10人		57人
R2年		10人	5人	53人	9人		77人
R3年	1人	5人	24人	14人			44人
R4年	1人	23人	21人	21人	1人	1人	68人
計	4人	48人	139人	167人	24人	2人	384人



東京労働局管内の職場における熱中症月別発生状況

(2) 時間帯別発生状況(平成29～令和4年)

過去6年間(平成29～令和4年)の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、10～16時台に多く発生しています。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見されます。



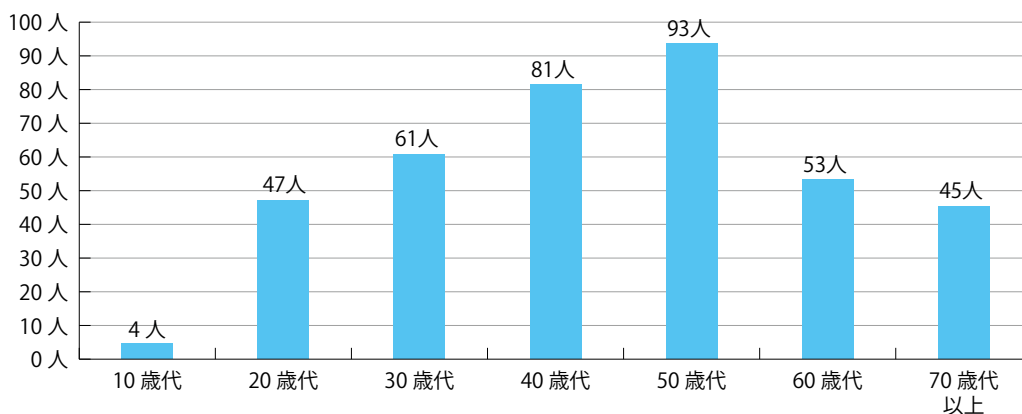
熱中症による死傷者の時間帯別の状況(平成29年～令和4年計)

	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年	R4年	計
0～6時台		1人		3人		2人	6人
7時台			1人	1人	1人		3人
8時台	3人	6人		2人	2人	2人	15人
9時台	3人	4人	2人	4人	3人	2人	18人
10時台	2人	9人	8人	14人	6人	6人	45人
11時台	4人	9人	5人	9人	4人	8人	39人
12時台	2人	3人	2人	7人	7人	4人	25人
13時台	9人	3人	7人	4人	3人	5人	31人
14時台	3人	14人	5人	10人	5人	6人	43人
15時台	5人	10人	6人	8人	6人	14人	49人
16時台	6人	12人	4人	3人	4人	9人	38人
17時台	3人	4人	7人	4人		5人	23人
18時台	3人	3人	3人	2人			11人
19時台	1人		1人	2人		2人	6人
20～23時台	3人	13人	6人	4人	3人	3人	32人
計	47人	91人	57人	77人	44人	68人	384人

4 年齢別発生状況

過去6年間(平成29～令和4年)の年齢別の熱中症による死傷者数をみると、50歳代が最も多く発生していますがこの年代は労働力人口も多く、若年層でも熱中症への注意は必要です。

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	計
H29年		6人	7人	12人	15人	4人	3人	47人
H30年		8人	16人	17人	28人	9人	13人	91人
H31年 (R1年)	3人	4人	6人	15人	10人	11人	8人	57人
R2年		12人	18人	16人	19人	7人	5人	77人
R3年	1人	6人	3人	8人	10人	10人	6人	44人
R4年		11人	11人	13人	11人	12人	10人	68人
計	4人	47人	61人	81人	93人	53人	45人	384人



熱中症による死傷者数の年齢別の状況(平成29～令和4年計)

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第19回

桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

皆さん、こんにちは！ 私は「桃樹」、東基連に入職して3年目。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために全力で頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

桃樹さんに、甥っ子誕生！

桃樹さん 蓮美部長！ 見てください！ 見てください！ この動画！

蓮美部長 あら、可愛い赤ちゃん。えっ、名札には今日の日付。今日、生まれたばかり？

桃樹さん そうなんです！ 今日の午前中に生まれた私の甥っ子です。兄がLINEで送って来ました。

蓮美部長 わー、可愛いわね。丸々、ぽっちゃり。あっ、大きな欠伸。可愛いわね。

甥っ子ということは、男の子ね。

桃樹さん はい、兄の初めての男の子。もう名前も決めているそうです。兄の名前の一字を取って「伸」君です。

蓮美部長 わー、「シンクン」。「タイガー・ジェット・シン」(注・参照)みたいで格好いいわね。

桃樹さん 「タイガー・ジェット・シン」??

蓮美部長 まあ、それは気にしないでいいわ。(大変！ 歳がバレちゃう。)

それより、確か桃樹さんのお兄さんのところ、娘さんが2人いたわよね。

(会報「東基連」令和4年4月号。深掘り探訪記第6回「『産後パパ休暇』の創設など、『育児・介護休業法』が改正」14頁、参照)

日本の合計特殊出生率は、2022年は「1.26」と過去最低！

桃樹さん そうです。長女、次女と生まれて、「伸」君は3人目になります。

蓮美部長 お兄さんも、お義姉さんも子育て大変でしょうけど、嬉しいことね。

先月(令和5年6月)の2日に、厚生労働省が「1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が2022年は1.26だった」と発表して、少子化対策が急務と。

桃樹さん はい、その新聞記事は読みました。確か、日本人の出生数が前年比5%減で、77万人余りとなり、80万人を下回るのは、統計開始以来初めてとか。

蓮美部長 そう、この発表を受けて、官房長官が6月2日の記者会見で「少子化の進行は危機的な状況で、日本人の静かなる有事と認識すべき」とも発言したわね。

桃樹さん 少子化は、大変に重要な課題ですね。人口を維持するには「出生率は2.06~2.07が必要」と言われていますよね。政府の出生率の目標も1.8でしたから、差がありますね。

蓮美部長 そんな中での、桃樹さんのお兄さんご夫妻の3人目のお子さんの誕生。おめでとございます。

桃樹さん 蓮美部長、ありがとうございます。でも、実は兄夫婦は子供を授かるまで、大変だったんです。

蓮美部長 あら、そうなの？

不妊治療を進めた桃樹さんのお兄さん夫婦

桃樹さん 兄夫婦は早く結婚したのですが、長い間、子供に恵まれなかったんです。

そこで、不妊治療を始めたんですが、二人ともフルタイムで働いていましたから、本当に大変だったようです。

蓮美部長 そうだったのね。

桃樹さん 一般不妊治療を受けていたのですが、それでも上手くいかず、「生殖補助医療」と言うんですか、体外受精の治療を進めて、ようやく1人目が授かったと。

蓮美部長 不妊治療は、令和4年4月から保険適用になったけど、それまでは保険適用外でしたから、経済的にも大変だったでしょうね。

桃樹さん 経済的な面も大変だったようですが、不妊治療はタイミングが重要なので、何よりも仕事を休んで治療に行かなければならないことが、大変だったみたいです。

不妊治療には、頻繁な通院が必要です

蓮美部長 不妊治療の体外受精等を行う場合、特に女性は頻繁な通院が必要となるの。一般不妊治療でも、排卵周期に合わせた通院が求められるの。

治療は、身体的・精神的な負担を伴い、治療の影響で体調不良等が生じることもあるのよ。

桃樹さん 兄も一緒に通院して治療を受ける必要があることも多く、精神的な負担やストレスもあったようです。

蓮美部長 私のお友達の娘さんにも、不妊治療に通った人がいるけど、1回の診療は通常1~2時間だけど、待ち時間を含めると、やはり数時間は掛かると。

月経周期は、25日から38日程度で、それに合わせて不妊治療を行うので、年齢や個人の状況によって異なるけど、通院日数の目安は次の表に示された日数になるようよ。

治療	月経周期ごとの通院日数目安	
	女性	男性
一般不妊治療	診療時間1回1~2時間程度の通院 2~6日	0~半日 ※手術を伴う場合には1日必要
生殖補助医療	診療時間1回1~3時間程度の通院 4~10日 + 診療時間1回当たり半日~1日程度の通院 1~2日	0~半日 ※手術を伴う場合には1日必要

桃樹さん なるほど。かなりの時間と日数が掛かるのですね。

蓮美部長 そうね。まさに、不妊治療には、頻繁な通院が必要なのね。

不妊治療で生まれた赤ちゃんの割合は？

桃樹さん ところで、不妊治療で生まれた赤ちゃんの割合は、どのくらいなのでしょう？ 兄からは、以前と比べてその割合は高くなっているとも聞いていますが。

蓮美部長 2020年に日本では、6万人余りの赤ちゃんが生殖補助医療により誕生していて、これは全出生児の84万人余りの7.2%で、約13.9人に一人の割合になるそうよ。

桃樹さん わー、多いんですね。小学校の1クラスが40人~45人だとすると、そのうちの3人は体外受精で

生まれたお子さんになるんですね。もう本当に普通のことですね。

蓮美部長 そうなの。日本では、不妊を心配したことがある夫婦は39.2%で、これは夫婦全体の2.6組に1組の割合。実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は22.7%で、これは夫婦全体の4.4組に1組の割合。

ですから、桃樹さんのお兄さん夫婦が体験されたことは、決して珍しいことではなく、ごく普通のことなのよね。

不妊治療の実態に関する認知の状況は？

桃樹さん 先ほど、蓮美部長から不妊治療に掛かる通院日数を教えていただきました。私は身近に兄夫婦がいましたので、なんとなく分かっていましたが、多くの人是不妊治療の実態は知らないのでしょうか。

蓮美部長 そうね。厚生労働省の調査(「平成29年度『不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査』)で、不妊治療を受けていたことがある夫婦の割合や、不妊治療で生まれた赤ちゃんの数、不妊治療に必要とされる通院日数などについて知っている人の割合が出ているの。

桃樹さん どのくらいの割合ですか？

蓮美部長 この調査によると、「全く知らない(34%)」、「殆ど知らない(43%)」。この二つを合わせると、約8割の労働者は理解していないという結果が出ているの。

桃樹さん なるほど。多くの人是不妊治療の実態は知らないんですね。

すると、企業として、自社の従業員で不妊治療を行っている人を把握している割合は、どのくらいなのでしょう？

蓮美部長 その調査によれば、「わからない」と答えた企業は67%と。

桃樹さん なるほど。約7割の企業が把握していないんですね。

でも、先の合計特殊出生率の発表でも、少子化対策が大きな問題と言われていますが、この不妊治療の取り組みも、その一環としては大切なことですね。



仕事と不妊治療の両立状況は？

蓮美部長 先ほどの調査で、「不妊治療と仕事の両立」についての調査結果もあるの。

桃樹さん どのような調査結果ですか？

蓮美部長 不妊治療をしたことがある、または予定している労働者の中で、「仕事と両立している(または両立を考えている)」と答えた人は53%。

桃樹さん 両立ができないと答えた人の割合は？

蓮美部長 「仕事との両立ができなかった(または両立できない)」と答えた人は、35%となっているの。

桃樹さん うーん、35%もの人が、不妊治療と仕事の両立はできないと答えたんですね。

蓮美部長 その内訳も出ているんだけど、「両立できず仕事を辞めた」人は16%。「両立できず不妊治療をやめた」人が11%。「両立できず雇用形態を変えた」人が8%。

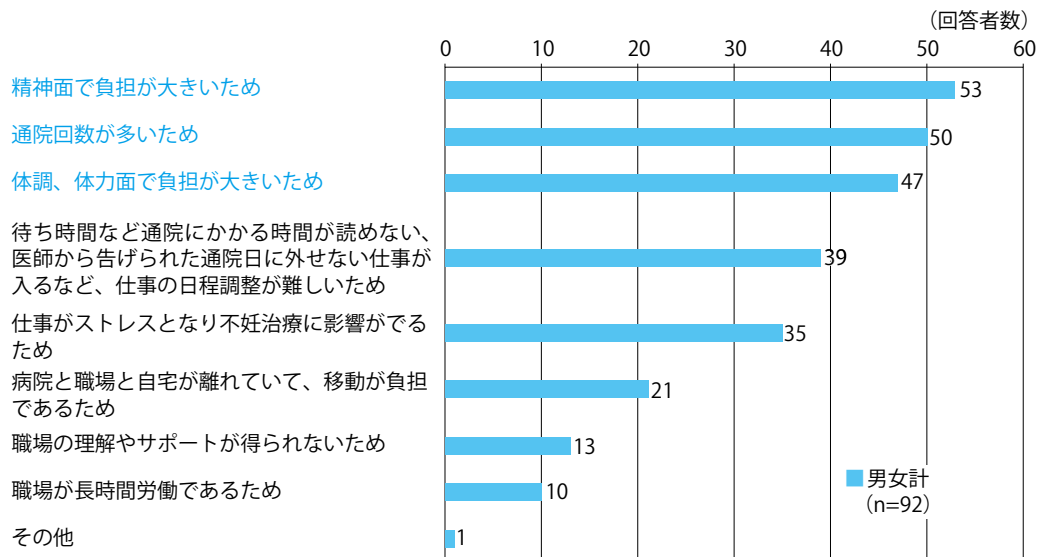
桃樹さん 全体の35%もの人が、本来の仕事を辞めたり、変えたり、子供を諦めたということですか。

仕事と不妊治療の両立ができなかった理由は、どういう所にあるのでしょうか？

仕事と不妊治療の両立ができなかった理由は？

蓮美部長 これは、このグラフを見てもらうのが分かりやすいかしら。多い順では「精神面で負担が大きい」「通院回数が多いため」「体調・体力面で負担が多いため」ね。

桃樹さん なるほど。蓮美部長が挙げた理由以外にも、「仕事との日程調整が難しいため」とか、数は少ないですが「職場の理解やサポートが得られないため」「職場が長時間労働であるため」等もありますね。



仕事と治療の両立ができなかった理由(複数回答)

(出典：厚生労働省「平成29年度『不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査』」)

蓮美部長 やはり、職場のサポートが重要ね。

桃樹さん 私の兄夫婦は、一人目の長女の「よし乃」の時も、二人目の次女の「きよ乃」の時も、職場の理解があって助かったと言っていました。

二人は別の会社に勤務しているのですが、特別休暇制度や短時間勤務制度も利用したと。そして何よりも、上司や同僚の方達が理解して頂いたのが、本当に助かったと。

仕事と不妊治療との両立をする上での会社等への希望

蓮美部長 皆さんの思いも同じよね。

もう一つ、このグラフ(次ページ)も見てもらおうかしら。仕事と不妊治療との両立をする上で、勤務先に希望する事項をまとめたものなんだけど。

桃樹さん ああ、兄夫婦が話していた内容と重複しますね。

「不妊治療のための休暇制度」「柔軟な勤務を可能とする制度」「有給休暇の時間単位の取得」。そして「上司・同僚の理解を深めるための研修」、これも大事ですね。

仕事と不妊治療との両立支援に取り組む意義とは？

蓮美部長 企業にとって、不妊治療と仕事との両立が困難なことにより離職する人材が増えることは、労働力の減少、ノウハウや人的ネットワークの消失などのデメリットが発生してしまうと思うの。

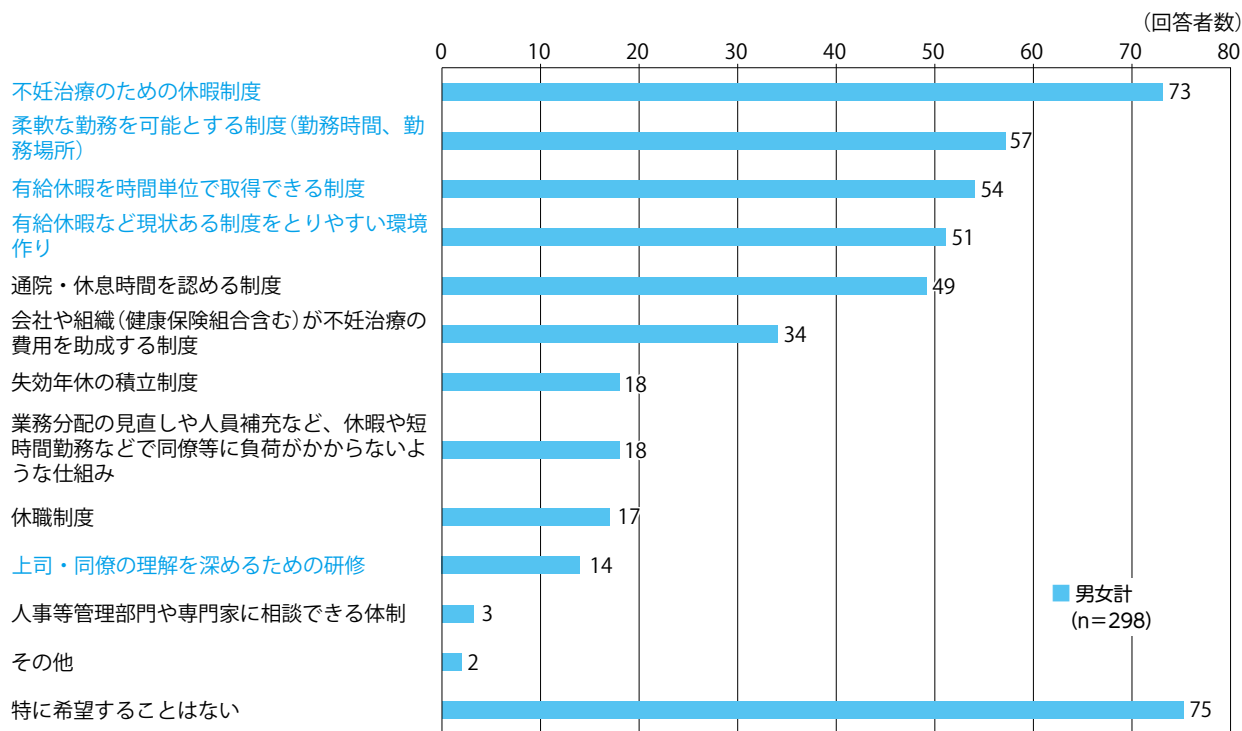
桃樹さん そうですね。逆に、社員さんが不妊治療をしながら働き続けやすい職場づくりを行うことは、安定した労働力の確保、社員の安心感やモチベーションの向上などに繋がり、大きなメリットがあると思います。

蓮美部長 企業が社員の事情に応じて、サポートしてくれる姿勢を示すことは、社員にとっても安心でき、仕事への意欲を増すなどの大きな影響を与えることができると思います。

桃樹さん よくわかります。子供を持つかどうかは個人の価値観によります。

ただ、近くで兄夫婦を見ていて感じたのは、子供を欲しいと願う人がいて、大変な思いをしながら不妊治療を続けている時、周囲の人達が、それを理解し、守り、支える。それが、その人達を勇気づける。そんな社会であって欲しいなど。

蓮美部長 その通りだと、思うわ。そのような積み重ねが、少子化対策の基盤となっていくと思うの。



仕事と不妊治療との両立をする上での会社等への希望(複数回答)

(出典：厚生労働省「平成29年度『不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査』」)

不妊治療と仕事の両立支援への国の取り組み

桃樹さん この「不妊治療と仕事の両立支援」に関する国の取り組みは、どうなっているのですか？

蓮美部長 次世代育成支援対策推進法に基づき、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することになっているの。

常時雇用する労働者が101人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ること等が義務であり、100人以下の企業は努力義務。

その「行動計画」に関する「策定指針」が改正され、令和3年4月から適用になったの。

桃樹さん その改正内容は、どのようなものですか？

蓮美部長 事業主が一般行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が追加されたの。

もう少し分かりやすく言うと、一般事業主行動計画の策定・変更等の機会に、不妊治療と仕事の両立に関する措置を盛り込むことを積極的にご検討くださいということね。

不妊治療を受ける労働者に配慮した措置とは？

桃樹さん 盛り込むことを検討する措置というのは、どのような内容でしょうか？

蓮美部長 次のような措置を講じてくださいとして、次の3つ。

1つめは「不妊治療のために利用することが出来る休暇制度(多目的休暇を含む)」

2つめは「半日単位・時間単位の年次有給休暇制度」

3つめは「所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等」

桃樹さん その他にはありませんか？

蓮美部長 次の取り組みを行うことが望ましいとされています。

1つめは「不妊治療と仕事の両立の推進に関する取組体制の整備」

2つめは「社内の労働者に対するニーズ調査を行い、結果を踏まえた措置を講ずること」

3つめは「企業の方針や休暇制度等の社内周知、社内の理解促進、相談対応」

桃樹さん うーん、蓮美部長、ちょっと難しいです。これらの内容を、もう少し分かりやすく解説したマニュアルのようなものはありますか？

不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル！

蓮美部長 桃樹さん、任せなさい！ あるのよ！「マニュアル」が。

桃樹さん もう～、蓮美部長、早く言ってくださいよ～。

蓮美部長 ごめんなさい、ごめんなさい。(笑い)

厚生労働省が委託事業で作成した「事業主・人事部門向け 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル！」。これは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」[PDF形式：7,179 KB]NEW

リンク先はここです。<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001073885.pdf>

桃樹さん これですね！

蓮美部長 この第3章で、「不妊治療と仕事との両立支援導入ステップ」として、具体的な導入方法を分かりやすく解説しています。

桃樹さん 蓮美部長！ ちょっとだけ紹介してください。



不妊治療と仕事との両立支援導入ステップとは？

蓮美部長 5つの段階に分けて取り組みます。

- ステップ1 取組方針の明確化、取組体制の整備
- ステップ2 社員の不妊治療と仕事との両立に関する実態把握
- ステップ3 制度設計・取組の決定
- ステップ4 運用
- ステップ5 取組実績の確認、見直し

桃樹さん なるほど、なんか、少し見えて来たような気がします。

蓮美部長 このマニュアルには、最初に自社の状況を確認する「チェックリスト」や、社員の認識を把握する「アンケート」のモデル様式、各種規定等の規定例が掲載されています。

しかも、多くの企業にインタビューし、それぞれのステップで苦労したことや、実際の留意点などを収録していますから、これから取組を開始する企業にはうってつけのマニュアルになっています。

桃樹さん 実際の事例も収められているのですね。

蓮美部長 不妊治療と仕事の両立に取り組んでいる企業の実例として、20社の事例を収録。これを読むだけで、具体的に何をやらなければならないかが、分かるように工夫されています。

桃樹さん なんか、いいですね。きちんと読んで、会員の方にも薦めたいと思います。

他に参考になる資料はありますか？



不妊治療等を受けやすい休暇制度等導入支援セミナー

蓮美部長 厚生労働省のホームページで紹介されている YouTube の動画があるの。

タイトルは「不妊治療等を受けやすい休暇制度等導入支援セミナー」。この動画もとてもためになるわ

ね。

桃樹さん 簡単に内容を教えてください。

蓮美部長 プログラムの主な内容は、「不妊治療と仕事の両立に関する現状や国の施策」や、「不妊治療とは、仕事の両立に必要なこと、医学的視点から」、「一仕事と不妊治療の両立で悩むワーカーのために— 制度・取組体制の整備に向けて」などよ。

桃樹さん 分かりました。早速、視聴してみます。

それと、「不妊治療と仕事の両立」について、詳しく知りたい、また相談したいと思った時の問合せ先は何処になりますか？

蓮美部長 それは、東京労働局の雇用環境・均等部の指導課の「雇用均等・両立支援担当」になるわね。電話番号は、03-3512-1611 よ。

桃樹さん 「不妊治療と仕事の両立」について、助成金もあると聞きました。

蓮美部長 この助成金の担当等は、雇用環境・均等部の企画課の「助成金担当」。電話番号は、03-6893-1100。

桃樹さん 分かりました。何かあったら、労働局さんに問い合わせします。

蓮美部長 桃樹さん、今日は色々お話ができて良かったわ。

不妊治療と仕事の両立支援は、とても大切な課題です。多くの企業等がこの問題に取り組むことが、次の社会の発展を考える上でも重要と思うの。

桃樹さん はい、兄夫婦もよく話しています。「職場の上司・同僚を始め、多くの人に支えられ、守られて、ここまで来られた。次は自分達が支える側に守る番だ」と。

蓮美部長 大切なことね。ともあれ「シンクン」に宜しくね。

桃樹さん はい、「伸」君。今日生まれたばかりの甥っ子です。今度の休日に会いに行きますが、会うのが楽しみです。

さて、読者の皆さん、今月号も「労務・安全衛生 深掘り探訪記」にお付き合い下さり、ありがとうございました。

暑い時季に入りました。熱中症には十分に気を付けて、お過ごしください。

それでは、8月号でお目にかかりましょう。

【注】「タイガー・ジェット・シン」

1970年代から90年代にかけて、ターバンを頭に巻き、フェンシングのサーベルを持つスタイルで一世を風靡した悪役プロレスラー。ニックネームは「インドの猛虎」。ここぞという場面では正統派レスリングを見せ、高い人気を誇った。

建設事業者のための 参加費無料 働き方改革関連法説明会(7~10月実施)

時間外労働の上限規制が、令和6年4月から建設事業者にも適用されます。
対応に向けた取り組みをお願いします。

東京労働局 労働基準部 監督課

労働基準監督官が、わかりやすく説明します！

所要時間：1時間~2時間程(会場によって異なります)

説明内容：時間外労働の上限規制への対応方法など ※説明会によって説明内容に多少変更がございます。

※実施日、会場などは変更することがあります。参加方法など、詳細は次ページ連絡先の各労働基準監督署までお問い合わせください。

<p>中央監督署 7/27(木) オンライン開催 Microsoft Teams 使用</p>	<p>渋谷監督署 8/22(火) オンライン開催 Microsoft Teams 使用</p>	<p>足立監督署 8/29(水) オンライン開催 Microsoft Teams 使用</p>
--	--	--

オンライン開催なので、どこからでも参加可能です

<p>亀戸監督署 ① 7/12(水) ② 8/28(月) ③ 9/26(火) 会場 亀戸署会議室</p>	<p>三田監督署 ① 7/21(金) ② 8/8(火) 会場 三田署会議室</p>	<p>大田監督署 ① 7/21(金) ② 8/29(火) 会場 大田署会議室</p>	<p>渋谷監督署 ① 7/26(水) ② 9/27(水) 会場 渋谷署会議室</p>	<p>立川監督署 7/26(水) 会場 立川署会議室</p>
<p>王子監督署 ① 7/26(水) ② 8/2(水) 会場 王子署会議室</p>	<p>江戸川監督署 7/26(水) 会場 江戸川署会議室</p>	<p>三鷹監督署 ① 7/27(木) ② 8/29(火) ③ 9/26(火) 会場 三鷹署会議室</p>	<p>八王子監督署 ① 7/28(金) ② 8/25(金) ③ 9/22(金) 会場 八王子署会議室</p>	<p>品川監督署 ① 8/7(月) ② 10/13(金) 会場 品川署会議室</p>
<p>町田支署 8/15(火) 会場 町田支署会議室</p>	<p>中央監督署 8/18(金) 会場 中央署会議室</p>	<p>新宿監督署 8/23(水) 会場 新宿署会議室</p>	<p>池袋監督署 8/23(水) 会場 池袋署会議室</p>	<p>向島監督署 8/23(水) 会場 向島署会議室</p>
<p>青梅監督署 ① 8/23(水) ② 9/21(木) 会場 青梅署会議室</p>	<p>上野監督署 10/18(水) 会場 上野署会議室</p>			

各労働基準監督署連絡先

	連絡先	電話		連絡先	電話
中央労働基準監督署	方面係	03-5803-7381	足立労働基準監督署	方面係	03-3882-1188
上野労働基準監督署	方面係	03-6872-1230	向島労働基準監督署	方面係	03-5630-1031
三田労働基準監督署	方面係	03-3452-5473	亀戸労働基準監督署	方面係	03-3637-8130
品川労働基準監督署	方面係	03-3443-5742	江戸川労働基準監督署	方面係	03-6681-8212
大田労働基準監督署	方面係	03-3732-0174	八王子労働基準監督署	方面係	042-680-8752
渋谷労働基準監督署	方面係	03-3780-6527	立川労働基準監督署	方面係	042-523-4472
新宿労働基準監督署	方面係	03-3361-3949	青梅労働基準監督署	監督係	0428-28-0058
池袋労働基準監督署	方面係	03-3971-1257	三鷹労働基準監督署	方面係	0422-67-0651
王子労働基準監督署	方面係	03-6679-0183	八王子労働基準監督署町田支署	監督係	042-718-8610

Web 方式による開催については、労働局の受付サイトで参加を受け付けています。「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」で検索して直接お申し込みください。

[労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト](#) [検索](#)

※説明会の概ね 1 か月前から登録可能です。

令和 5 年度「安全優良職長厚生労働大臣 顕彰候補者(製造業等)」の募集について

一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績を挙げた職長、班長等、労働者を直接指揮する者を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国の産業の安全水準の向上を図ることを目的として、今年度も建設業以外の産業における安全優良職長に対する厚生労働大臣顕彰が実施されます。

当連合会は、一次審査団体として最大 2 名の候補者の方を推薦することができます。

以下の基準に該当される職長等がおられる事業場は、ぜひご応募していただきますようお願いいたします。なお、女性の方の積極的な選出にもご配慮願います。

顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げる全ての事項に該当する者について行われます。

- 1 職長等としての実務経験が通算 10 年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- 2 被顕彰者が、職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の 9 月 30 日から遡って過去 5 年以上、休業 4 日以上災害が発生していないこと。
- 3 職務に必要な資格(免許、技能講習及び特別教育)を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- 4 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承に積極的に活動していること。

詳細につきましては、当連合会のホームページをご覧ください。

(当連合会への応募締切：令和 5 年 8 月 25 日)

解体・改修・各種設備工事を行う事業者の皆さまへ

事前調査は 令和5年10月1日着工の工事から!! 「建築物石綿含有建材調査者※」が 行う必要があります!



東京労働局 労働基準部 健康課

※・特定建築物石綿含有建材調査者

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます(※)

一定規模以上の工事は、施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります



(※)システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です(石綿が無い場合も報告が必要です)。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 ^(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 ^(※3)	解体・改修 ^(※2)	請負金額が税込100万円以上 } 材料費も含めた 工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

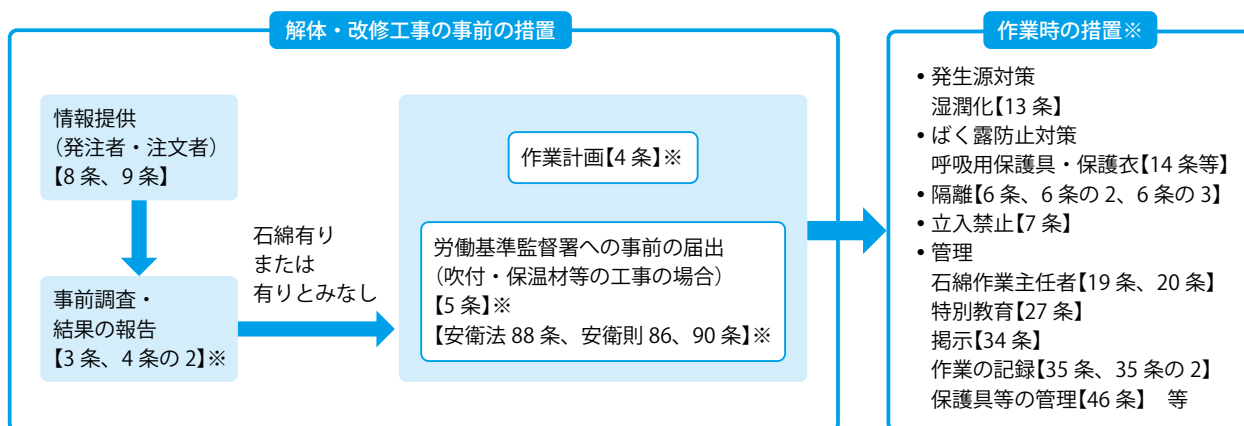
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ・焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの。

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



各種手続きについて

- 事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

- G Biz ID について

G Biz ID トップ画面「手続きガイド」から ID 作成ガイドをご確認ください。他ご不明点はお問合せ先まで。



休憩室

BREAK  TIME

70歳のチャレンジ

六十の手習いということわざがありますが七十の手習い・八十の手習いと言う事もあるそうです。物事を習うのに遅すぎる事はないと言うことわざです。

テリー伊藤氏が慶応大学大学院に入学し、卒業されるとテレビのニュースを観て感心しました。

私も昨年秋、古希を迎えゆっくりと過ごすと考えた時期もありましたが、長年勤務した会社から管理会社(会社の株と保険を管理しています)に転籍し、継続して仕事を続けてはとの提案がありました。

東京の事業所は支社なので人数が少なく、元の仕事を業務委託の形で受けて、従来通りの業務が中心なので続ける事にしました、という訳で以前と変わらずに、同じ事務所に通勤し毎日を過ごしています。

「宅建士の資格を取ってみれば」と言われ、通勤に片道約1時間電車に乗っている時間を有効に使う事にしました。

「頭の体操になり、ボケ防止になる」とチャレンジする事にしました。

まず、電車内で勉強出来るサイズの参考書を買ってテキスト文を読み、反対側のページの問題を解く事をしているのですが、翌日はまだ覚えていて正解するのですが、1週間程して再度問題を解くと?マークが頭の中で浮かび迷ってしまいます。

学生時代(およそ50年前)に講義で当時の教授から聞いた事のある内容は比較的正確する事が出来ますが、法改正などで正誤が異なってい

る設問は「どっちだっけ?」と迷ってしまいます。

話は少しそれますが、学生時代はノートに書くのが主でした、就職後(昭和50年代)は手書き報告書、振替伝票での精算や集計用紙での資料作成、模造紙に大きな表を記入したりする事が主でした。

ZD運動やQC活動などの小集団活動でもKJ法等紙に書く事も多く有りましたが、パソコンの利用が主になってきました。

職場にワープロが導入され、さらにパソコンが普及し始め、カルクで表計算が楽になり、さらにエクセル・ワードと進み、パワーポイントでのプレゼンと増々手書きの機会が減ってきました。下手な字がますます乱筆になりました。

19年前からは版下を作成していた写植屋さんが廃業した為、アドビのイラストレーターを使用して、名入れ商品の版下作成を手掛け、益々手書きから遠ざかってしまいました。その様な事情で技術の進歩もあり手書きをする事で記憶にとどめる事が少なくなっている気がします。

しかし筆記具で紙に書く事で脳が活性化し記憶力もアップすると言われていました。

その反面、パソコンで文章を作成する事は非常に効率良く、修正も楽です。

その様な訳でつついパソコンに頼っています。

話を元に戻しますと、問題を繰り返し良く読み、単語カードに要点を手書きで記入し、それを繰り返し覚える様にしたいと思っています。宅建士の試験はマークシート方式ですので、マークミスが無い様に10月の試験に臨みたいと思っています。

11月の発表時に「サクラ咲く」と良いのですが……試験が終わって、ゆっくりと小説を読む時間が来るのも楽しみです。

まだまだ現役の浜っ子

行政の窓から

その506

東京産業保健総合支援センターの事業について

東京産業保健総合支援センター

当センター(東京さんぽセンター)では、都内で働く労働者の健康を確保するため、事業者及び産業医等の産業保健スタッフが行う産業保健活動の支援を行っています。

また、労働者50人未満の事業場に対する産業保健活動の支援のため、労働基準監督署の管轄区域ごとに都内18か所の地域産業保健センター(地さんぽ)が設置されています。



産業保健総合支援センター(さんぽセンター)の主な業務

1 産業保健スタッフ等に対する専門的研修

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは当センターのホームページでご確認ください。※研修参加には事前の申し込みが必要です。

2 産業保健スタッフ等からの専門的相談対応

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言します。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も行います。

3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士等)が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っています。

4 治療と仕事の両立支援

専門スタッフ(産業カウンセラー、社労士、保健師等)が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者(労働者)と企業との個別調整支援などを行っています。

5 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌等を通じて、産業保健情報をお知らせしています。※メールマガジン登録は当センターホームページをご覧ください。

地域産業保健センター(地さんぽ)の主な業務

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

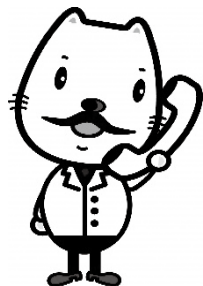
健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、医師から意見を聴くことができます。

3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を行います。

4 個別訪問による産業保健指導

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。
また、利用は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとします。

支援内容については、当センターまでお気軽にお問い合わせください。

TEL：03-5211-4480 URL：https://www.tokyos.johas.go.jp

東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3階

独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター



第18回 桃樹のちょこっと用語 両立支援等助成金 (不妊治療両立支援コース)

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小事業主の皆さまを支援する助成金。

労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合に活用。

○支給対象となる事業主

「不妊治療のための休暇制度(多目的・特定目的とも可)」「所定外労働制限制度」「時差出勤制度」等の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主。

○申請のステップ

両立を支援する旨の企業トップの方針の周知⇒社内ニーズ調査⇒就業規則等の規定・周知⇒両立支援担当者の選任⇒労働者との面談・「不妊治療両立支援プラン」の策定

○支給額

A「環境整備、休暇の取得等」

最初の労働者が休暇取得・両立支援制度を合計5日(回)利用 30万円

B「長期休暇の加算」

Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得 30万円

※A・Bともに1事業主あたり1回限りの支給

○問い合わせ先

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金担当 TEL 03-6893-1100

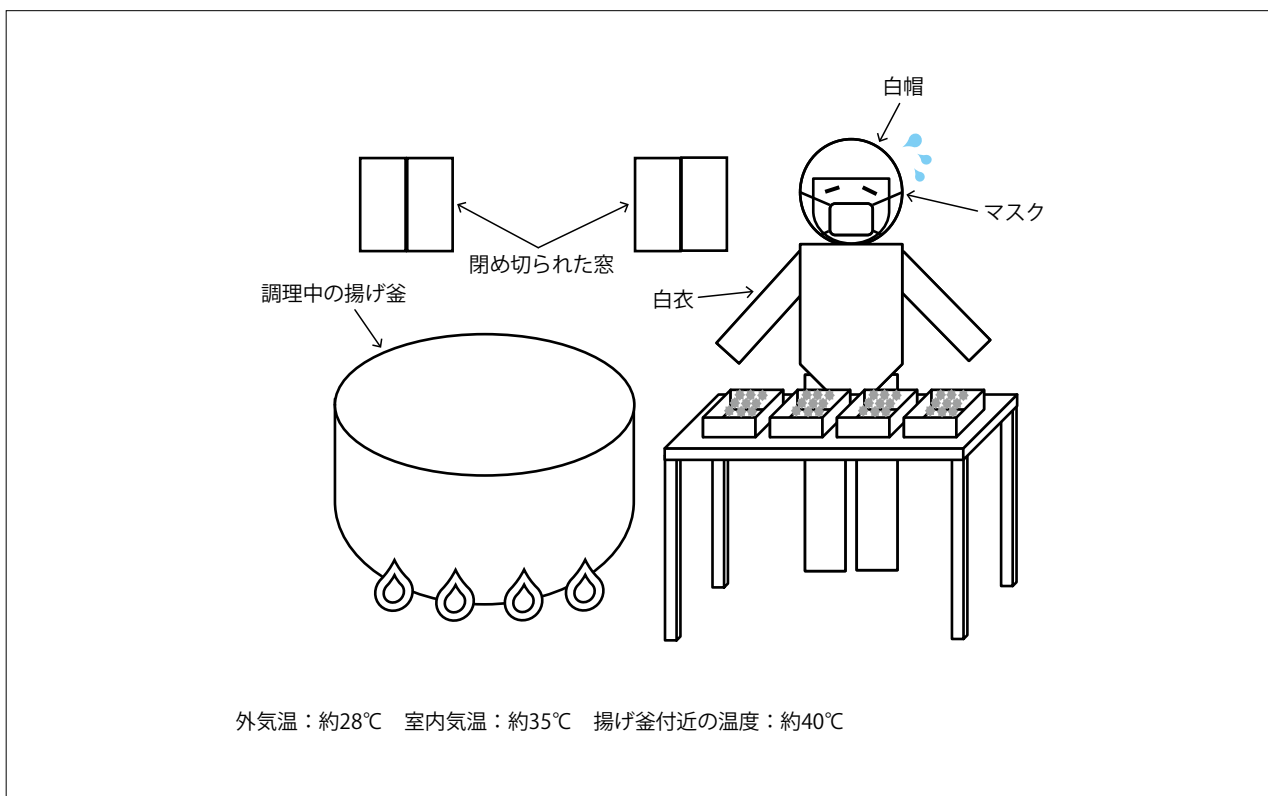
給食室内において調理補助中に 熱中症により休業

業種 その他の小売業 職種 調理補助

災害発生状況

公立学校の給食業務を受託する事業場。調理補助の業務に従事していた被災者は、給食室内に設置された調理中の揚げ釜の付近で配食の作業を行っていた。ところが、次第に気分が悪くなり、医療機関で熱中症（休業見込日数：約14日）と診断されたもの。発生状況は以下のとおり。

- ・災害は7月上旬の午前11時頃に発生し、当時の外気温は約28℃であった。
- ・給食室内には冷暖房の設備はなく、また、食品衛生上の問題から窓を開閉することはできず通風も不十分であったため、室内の温度計は約35℃を指していた。
- ・災害発生後に作業時における揚げ釜の付近の温度を測定すると、約40℃を指していた。
- ・給食室内の WBGT 値^{*}（暑さ指数）は未測定であった。
- ・被災者は全身を覆う白衣と白帽及びマスクを着用していた。
- ・被災者は40歳代の女性であり、出勤時の体調には異常が認められなかった。
- ・最繁忙の時間帯であったため、適度な休憩を取得することができず、水分や塩分の補給も行っていなかった。
- ・労働者に対して熱中症に係る労働衛生教育は行っていなかった。



^{*}災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

※WBGT 値：熱中症を予防することを目的として提案された指標で、労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO 等で国際的に規格化されています。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されますが、その値は気温とは異なります。

災害発生原因

- 1 貸与された建築物内における受託業務であったため、適切な温度や湿度を確保するための冷暖房設備や空調設備の設置といった設備面の対策がなされず、労働者の作業場所を適切な環境に保持することができなかったこと。
- 2 作業場所(特に釜等を使用する高温多湿の作業場所)ごとに、WBGT 値を測定する等の方法により熱中症のリスクを把握していなかったこと。
- 3 上記により熱中症のリスクを正確に把握していなかったため、作業中止等の措置を講じることができなかったこと。
- 4 最繁忙の時間帯であったため、適度な休憩を取得することや水分や塩分を補給することができなかったこと。
- 5 作業の管理者が巡視や声掛け等により、作業中の労働者の健康状態を確認していなかったこと。
- 6 作業の管理者や労働者に対して、熱中症の症状や予防方法等の熱中症に係る労働衛生教育を実施しておらず、熱中症に対する危険意識が低かったこと。
- 7 食品衛生を目的とした服装となっていたため、通気性が悪く、体表面に熱がこもる状況にあったこと。

災害防止対策

- 1 設備面の対策を取るとともに、作業場所を適切な環境に保持するために、必要な設備点検や運転管理等を行うこと。また、貸与された建築物等に設備面での対策が講じられていない等の場合には、事業者は建築物等貸与者と協議を行う等、労働災害を防止するために必要な便宜を受けること。
- 2 作業場所(特に釜等を使用する高温多湿の作業場所)ごとに、WBGT 値を測定する等の方法により熱中症のリスクを把握すること。
- 3 熱中症のリスクを把握した場合には、作業の中止やこまめな休憩を指示すること。なお、休憩は冷房等が完備された休憩室等で取得させること。
- 4 最繁忙の時間帯における休憩の取得、水分や塩分の補給に関するルールを定め、作業の管理者や労働者に周知させること。
- 5 作業の管理者が巡視や声掛け等により、作業中の労働者の健康状態を確認し、必要に応じて、休憩の取得や水分や塩分の補給を促すこと。
- 6 あらかじめ、作業の管理者や労働者に対して、熱中症の症状や予防方法等の熱中症に係る労働衛生教育を実施すること。
- 7 通気性の良い服装等の導入を検討し、労働者に適切に着用させること。

令和4年コロナ抜き死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 55人

前年同期 58人

令和4年死亡災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	5	-3
建設業	26	24	2
土木工事業	4	3	1
建築工事業	14	18	-4
木造家屋建築工事業	2	0	2
その他の建設業	8	3	5
陸上貨物運送事業 ^(注3)	4	2	2
ハイヤー・タクシー業	0	1	-1
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0
商業	4	6	-2
小売業	1	3	-2
保健衛生業	0	1	-1
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	1	0	1
清掃と畜業	5	4	1
ビルメン業	3	2	1
その他の三次産業	10	11	-1
金融業	0	0	0
警備業	5	3	2
その他(一次産業) ^(注4)	3	4	-1
全産業合計	55	58	-3

(注1)左段は上段は令和4年確定値、中段は前年確定値。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和4年死傷災害発生状況(確定値)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	613	647	-5.3
建設業	1,088	978	11.2
土木工事業	176	174	1.1
建築工事業	669	609	9.9
木造家屋建築工事業	46	51	-9.8
その他の建設業	243	195	24.6
陸上貨物運送事業 ^(注3)	1,077	1,075	0.2
ハイヤー・タクシー業	447	382	17.0
その他の運輸交通・貨物取扱業	309	233	32.6
商業	2,105	2,034	3.5
小売業	1,569	1,522	3.1
保健衛生業	1,456	1,490	-2.3
社会福祉施設	1,144	1,185	-3.5
接客娯楽業	976	789	23.7
飲食店	756	606	24.8
清掃と畜業	966	846	14.2
ビルメン業	626	567	10.4
その他の三次産業	1,698	1,490	14.0
金融業	111	106	4.7
警備業	354	322	9.9
その他(一次産業) ^(注4)	67	78	-14.1
全産業合計	10,802	10,042	7.6

(注1)左段は令和4年確定値、中段は前年確定値。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和5年コロナ抜き死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

7人

前年同期

21人

●令和5年死亡災害発生状況(5月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	1	0
建設業	2	12	-10
土木工事業	0	1	-1
建築工事業	2	7	-5
木造家屋建築工事業	0	1	-1
その他の建設業	0	4	-4
陸上貨物運送事業 ^(注3)	2	2	0
ハイヤー・タクシー業	1	0	1
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	1	0	1
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	3	-3
金融業	0	0	0
警備業	0	2	-2
その他(一次産業) ^(注4)	0	1	-1
全産業合計	7	21	-14

(注1)左段は本年5月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

●令和5年死傷災害発生状況(5月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	209	152	37.5
建設業	321	293	9.6
土木工事業	61	34	79.4
建築工事業	206	185	11.4
木造家屋建築工事業	16	10	60.0
その他の建設業	54	74	-27.0
陸上貨物運送事業 ^(注3)	361	364	-0.8
ハイヤー・タクシー業	141	146	-3.4
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	128	78	64.1
商業	627	579	8.3
小売業	449	435	3.2
保健衛生業	434	366	18.6
社会福祉施設	352	280	25.7
接客娯楽業	318	261	21.8
飲食店	233	205	13.7
清掃と畜業	279	266	4.9
ビルメン業	179	176	1.7
その他の三次産業	486	491	-1.0
金融業	28	29	-3.4
警備業	103	120	-14.2
その他(一次産業) ^(注4)	23	22	4.5
全産業合計	3,327	3,018	10.2

(注1)左段は本年5月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

2023 年度法定講習等についての注意事項

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは31~32ページの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連ホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 「中央支部」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信も行います。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による熱中症予防教育セミナーは、東京都東職業能力開発センターで行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の会場無記載講習会場は、東基連たま研修センター：立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階です。
- 多摩地区支部の講習の実技については、「昭島」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。

編集後記

国立競技場で行われた「ジャパンラグビーリーグワン 2022-23」決勝。「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」が、ディフェンディングチャンピオンである「埼玉パナソニックワイルドナイツ」に勝利し、悲願の初優勝を果たしたことは記憶に新しい。

試合は「スピアーズ」がペナルティーゴールで先制。その後も得点を重ね、9-3で前半終了。後半、12-3と得点差を広げられた「ワイルドナイツ」が連続トライで逆転。逆に12-15とリード。しかし、最後まで諦めない「スピアーズ」が、後半29分にキックパスからトライ。17-15と再逆転。そのままの点差で試合終了。テレビでの視聴だったが、緊迫感のある攻防に、まさに手に汗握る、釘付けとなる80分間だった。

ラグビー憲章に掲げられる5つのコアバリュー。「品位」「情熱」「結束」「規律」「尊重」。この5つの言葉は、選手、指導者、ファンなどラグビーに関わる全ての人々に共有してほしい価値観とされている。5つに触れる紙幅は無いが、最後に置かれた「尊重」については、「チームメイト、相手、レフリー、および、ラグビーに関わる人々を尊重することは、最も優先すべきことである」と。自分がトライしたケース。そのトライは自分の力だけでなく、仲間の努力が結集したものだから。

ここで「最も優先すべきこと」として、関わる人々を「尊重する」ことを挙げていることに敬意を表したい。私の職場にも多くの職員がいる。立場・職名は様々であるが、それは単に業務遂行における役割分担を示したもので。「スピアーズ」と「ワイルドナイツ」の決勝の80分間。あの試合のように、的確なキックでエリアを奪い、ペナルティーゴールを成功させ、繋いだパスからトライを目指す、互いに尊重する仲間の努力が結集する我が職場でありたい。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月		
特別教育	自由研削砥石	センター 学科・実技	1日	20(木)	16(水)	19(火)	19(木)	
		立川支部 学科・実技	1日			2(土)昭島		
	動力プレス機械金型調整等	多摩各支部 学科	1日				29(日)日野羽村	
	アーク溶接	センター	学科	2日	26(水)~27(木)	29(火)~30(水)	27(水)~28(木)	
			実技	1日	28(金)	31(木)	29(金)	
		立川支部	学科	2日		26(土)~27(日)昭島		
			実技	1日			2(土)昭島	
	高圧・特別高圧	センター 学科	2日	13(木)~14(金)	17(木)~18(金)	20(水)~21(木)	17(火)~18(水)	
	低圧電気	センター 学科	1日	3(月)	23(水)	4(月)	2(月)	
		センター 実技	1日	4(火)/5(水)/6(木)	24(木)/25(金)/28(月)	5(火)/6(水)/7(木)	3(火)/4(水)/5(木)	
	高所作業車(10m未満)	センター 学科・実技	1日		1(火)		10(火)	
	クレーン	立川支部	学科	1日		19(土)		
実技			1日		27(日)昭島			
第2種酸素欠乏	中央支部 学科	1日	6日(木)					
粉じん	センター 学科	1日			15(金)			
ダイオキシン	センター 学科	1日		9(水)		27(金)		
フルハーネス	多摩各支部 学科・実技	1日			21(木)			
講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月		
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日	24(月)~27(木)	7(月)~10(木)	11(月)~14(木)		
		中央支部 学科	3日	19(水)~21(金)	23(水)~25(金)		11(水)~13(金)	
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日	24(月)~26(木)	7(月)~9(水)	11(月)~13(水)		
		中央支部 学科	2日	19(水)~20(木)	23(水)~24(木)		11(水)~12(木)	
	衛生(特例)	センター 学科	2日	26(水)~27(木)	9(水)~10(木)	13(水)~14(木)		
		中央支部 学科	1日	21(金)	25(金)		13(金)	
衛生管理者	立川支部 学科	2日		17(木)~18(金)				
X線	センター 学科	2日				18(水)~19(木)		
講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月		
その他	総括安全衛生管理者	中央支部 学科	1日				27(金)	
	安全管理者選任時研修	センター 学科	2日	18(火)~19(水)	9(水)~10(木)	25(月)~26(火)	11(水)~12(木)	
		中央支部 学科	2日	13(木)~14(金)		7(木)~8(金)		
		多摩各支部 学科	1日				12(木)~13(金)	
	衛生管理者能力向上	センター 学科	2日				23(月)~24(火)	
	安全衛生推進者	センター 学科	2日	12(水)~13(木)	24(木)~25(金)	12(火)~13(水)	19(木)~20(金)	
		中央支部 学科	2日	4(火)~5(水)		26(火)~27(水)		
		多摩各支部 学科	2日					
	衛生推進者	センター 学科	1日	7(金)	10(木)	1(金)	13(金)	
		中央支部 学科	1日		4(金)		25(水)	
		多摩各支部 学科	1日	28(金)	22(火)			
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部 学科	半日					
上野・王子・足立荒川		学科	半日					
		学科	1日					
亀戸・江戸川		学科	半日					
職長教育	センター 学科	2日	10(月)~11(火) 27(木)~28(金)	30(水)~31(木)		5(木)~6(金) 26(木)~27(金)		
職長・安全衛生責任者	多摩各支部 学科	2日				23(月)~24(火)		
リスクアセス	中央支部 学科	1日			12(火)			
携帯用丸のこ盤	センター 学科・実技	1日	14(金)		14(木)			
KYT	センター 学科	1日	4(火)	8(火)	15(金)	3(火)		
	上野・王子・足立荒川	学科	1日					
		学科	半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部 学科	半日	3(月)					
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川 学科	半日						

講習会名	申込受付	科目	7月	8月	9月	10月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科 2日	20(木)～21(金)		19(火)～20(水)	
		試験 1日	31(月)		29(金)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科 1日	24(月)			
		試験 1日	31(月)			
床上操作式クレーン	センター	学科 2日		1(火)～2(水)		2(月)～3(火)
		実技 1日		3(木)／4(金)／7(月)		4(水)／5(木)／6(金)
小型移動式クレーン	センター	学科 2日	3(月)～4(火)		4(月)～5(火)	23(月)～24(火)
		実技 1日	5(水)／6(木)／7(金)		6(水)／7(木)／8(金)	25(水)／26(木)／27(金)
ガス溶接	センター	学科 1日	24(月)	21(月)	25(月)	26(木)
		実技 1日	25(火)	22(火)	26(火)	27(金)
	立川支部	学科 1日	23(日)昭島			
		実技 1日	30(日)昭島			
フォークリフト(11時間)	センター	学科 1日		28(月)		
		実技 1日		9/1(金)		
	立川支部	学科 1日	22(土)			21(土)
フォークリフト(15時間)	立川支部	実技 1日	29(土)			28(土)
		学科 2日				
フォークリフト(31時間)	センター	学科 1日	25(火)	28(月)	26(火)	
		実技 平日 3日	26(水)～28(金)	29(火)～31(木)	27(水)～29(金)	
		土日		9/2(土)3(日)9(土)		
	多摩各支部	学科 1日		24(木)		
		実技 昭島 3日		26(土)27(日)9/2(土)		
		青梅		27(日)9/3(日)10(日)		
立川支部	学科 1日	22(土)			21(土)	
実技 3日	23(日)29(土)30(日)			22(日)28(土)29(日)		
フォークリフト(35時間)	立川支部	学科 2日				
実技 3日						
高所作業車(10m以上)	センター	学科 1日	10(月)		11(月)	
実技 1日	11(火)／12(水)／13(木)			12(火)／13(水)／14(木)		
玉掛け	センター	学科 2日	13(木)～14(金)	21(月)～22(火)	14(木)～15(金)	16(月)～17(火)
		実技 1日	18(火)／19(水)／20(木)	23(水)／24(木)／25(金)	19(火)／20(水)／21(木)	18(水)／19(木)／20(金)
	立川支部	学科 2日	15(土)～16(日)			14(土)～15(日)
		実技 1日	23(日)昭島			22(日)昭島
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	八王子支部	学科 2日				18(水)～19(木)
		実技 1日				22(日)／29(日)(日野日野)
	青梅支部	学科 2日				16(月)～17(火)
実技 1日					22(日)／29(日)(日野羽村)	
クレーン(希望者)	多摩各支部	実技 1日				
木工機械	センター	学科 2日				12(木)～13(金)
プレス機械	センター	学科 2日			27(水)～28(木)	
乾燥設備	センター	学科 2日	10(月)～11(火)			18(水)～19(木)
はい作業	センター	学科 2日		17(木)～18(金)		16(月)～17(火)
特化・四アルキル鉛	センター	学科 2日	10(月)～11(火)	16(水)～17(木)	19(火)～20(水)	10(火)～11(水)
		20(木)～21(金)	28(月)～29(火)	27(水)～28(木)	25(水)～26(木)	
	中央支部	学科 2日	26(水)～27(木)			19(木)～20(金)
多摩各支部	学科 2日	13(木)～14(金)		14(木)～15(金)		
鉛	センター	学科 2日	18(火)～19(水)			30(月)～31(火)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科 2日	4(火)～5(水)	1(火)～2(水)	5(火)～6(水)	3(火)～4(水)
		実技 1日	6(木)～7(金)	3(木)～4(金)	7(木)～8(金)	5(木)～6(金)
	中央支部	学科 2日			20(水)～21(木)	
		実技 1日			22(金)	
	多摩各支部	学科 2日			27(水)～28(木)	
実技 1日				29(金)		
有機溶剤	センター	学科 2日	12(水)～13(木)	21(月)～22(火)	4(月)～5(火)	12(木)～13(金)
		25(火)～26(水)	30(水)～31(木)	21(木)～22(金)	23(月)～24(火)	
多摩各支部	学科 2日		3(木)～4(金)		5(木)～6(金)	
石綿	センター	学科 2日	18(火)～19(水)	7(月)～8(火)	11(月)～12(火)	10(火)～11(水)
		27(木)～28(金)	24(木)～25(金)	25(月)～26(火)	23(月)～24(火)	
	中央支部	学科 2日		30(水)～31(木)		4(水)～5(木)
多摩各支部	学科 2日				26(木)～27(金)	